

# 医療系ショートステイ病床確保事業

家族等の介護者が急病などで、在宅療養者にショートステイ（短期入所療養介護）を利用する必要が生じた場合に備え、療養型の病院にショートステイの専用病床を確保しています。医療処置を必要とする在宅療養者の方々が安心して在宅生活を継続できるように、本事業を積極的にご活用ください。

## 利用の対象となる方

医療依存度が高いが、病状が安定している要介護者で在宅療養中の方で、次の（１）あるいは（２）に該当する場合となります。（医療処置が必要で、主治医が短期入所療養介護が必要と認めた場合となります。）

- （１）家族等の介護者が、急病、急用、事故等により介護ができなくなった場合  
例）病気・入院、葬儀・法事、事故、地区の行事、出張など
- （２）予定外にレスパイトが必要となり、一時的に家族等の介護者が、介護ができなくなった場合

## 利用について

- （１）利用期間 原則７日以内
- （２）利用料 介護保険制度の通常の利用料と食費等の自己負担

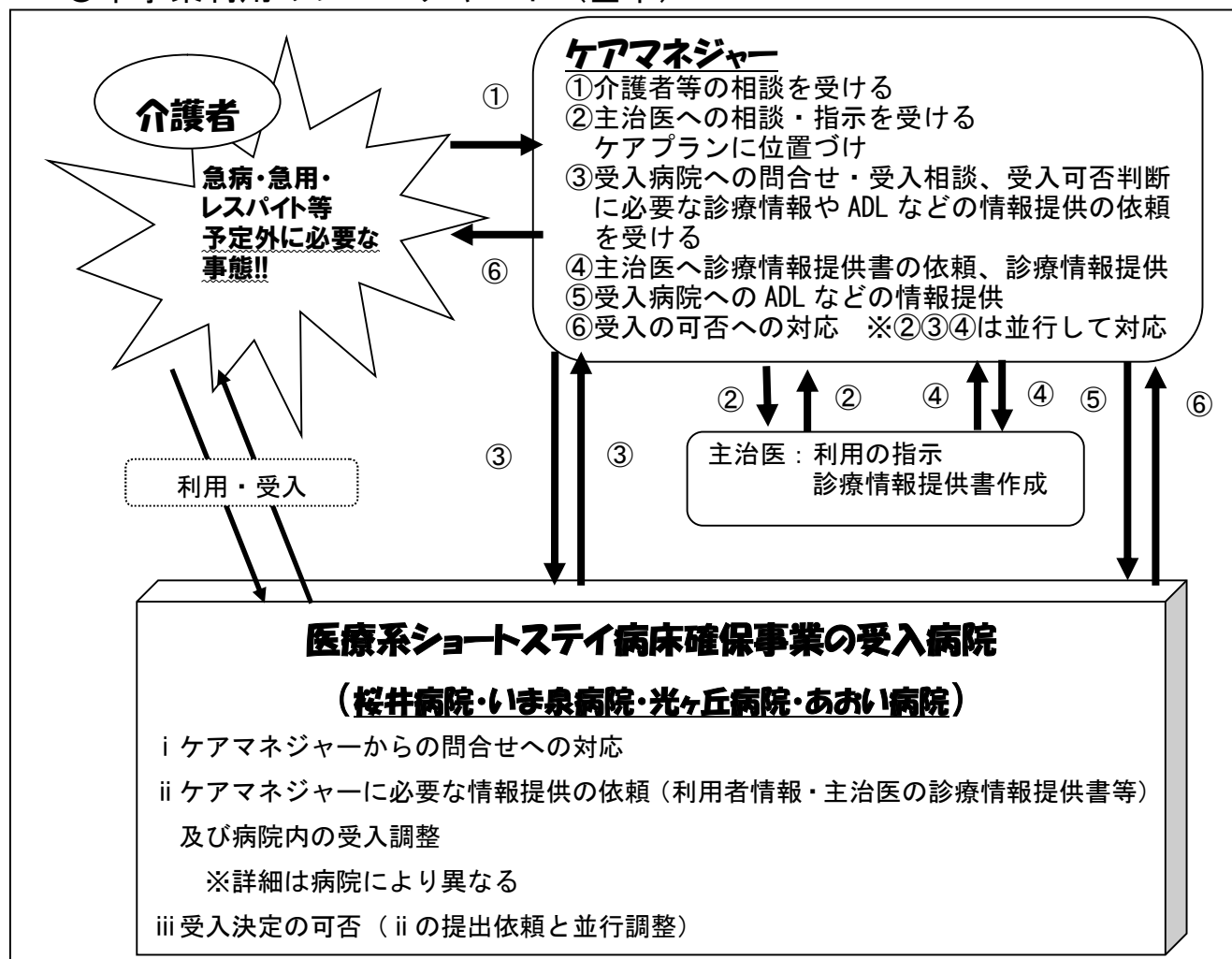
## 受入医療機関

病院名 (窓口)	住所	TEL(代表) FAX	受付時間
医療法人社団平成会 桜井病院 (地域医療連携室)	〒938-0801 黒部市荻生 6675-5	TEL 0765-54-1800 FAX 0765-54-4001	平日 8時30分～17時 土曜 8時30分～12時
医療法人社団いずみ会 いま泉病院 (地域医療連携室)	〒939-8075 富山市今泉 220	TEL 076-425-1166 FAX 076-425-1228	平日 9時～17時
医療法人光ヶ丘病院 (地域医療連携室)	〒933-0824 高岡市西藤平蔵 313	TEL 0766-63-5353 FAX 0766-63-5716	平日 8時30分～17時 土曜 8時30分～12時
医療法人社団寿山会 あおい病院 (医療系ショートステイ相談窓口)	〒939-1307 砺波市堀内 18-1	TEL 0763-33-7888 FAX 0763-33-7900	平日 9時～17時 土曜 9時～12時

※利用に際しては、主治医の指示や診療情報提供書が必要となりますので、スムーズな利用につなげるためにも、日頃より、主治医と連携を図ることが、ケアマネジャーの重要な役割になります。

お問合先: 富山県厚生部高齢福祉課 地域包括ケア推進班 076-444-3205

## ◎本事業利用のフローチャート（基本）



### 利用に係るQ&A

Q 1：利用できるのはどのような場合か？

A 1：家族等の介護者が、次の（1）あるいは（2）に該当する場合です。

- （1）急病、急用等により介護ができなくなった場合  
病气・入院、葬儀、法事、地区の行事、出張など
- （2）予定外にレスパイトが必要となった場合

「予定外に」とは、不規則な利用となるものを考えています。定期的な利用は、本事業による確保病床が各医療圏1床のため、定期利用を認めた場合、定期利用者で満床となり、介護者の急病時等に対応ができなくなるため、定期利用はご遠慮いただいています。

Q 2：レスパイトの定期的な利用とは、どのようなことさすのか？

A 2：定期とは、1ヶ月おきなど、定期的に複数回の利用を予め計画しているものを想定しています。したがって、不定期とは、ケアプランに位置づけがないが、介護者にレスパイトが必要と認められる場合、またはケアプランに位置づけされていても、入所先の都合により利用できなくなった場合など、予定外に必要性が生じた場合を想定しています。

Q 3：手続きに時間を要するのではないのか？

A 3：通常は1～2日程度の時間を要します。なお、主治医等と密な連絡・連携をとっていただくことで、事態発生翌日には利用できた例もあります。

※その他の詳細は、「医療系ショートステイ利用促進のためのガイドブック」および  
富山県高齢福祉課ホームページ ([http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1211/](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1211/))、  
富山県介護支援専門員協会ホームページ (<http://www.toyama-cm.com/>) を参照ください。